

通学規則

北茂安中学校

- 1 登下校は決められた通学道路を、交通ルールを守って通ります。
- 2 自転車通学を希望する生徒は、保護者連署で届け出ます。(自転車通学届)
- 3 自転車通学の場合安全及び事故防止のため、次のことを守ります。

(1) 通学に適した自転車を使用します。(以下の規格等を基準にする。)

- ・ライト・ベル・反射鏡の装備 ・前部にカゴ、後部に荷台がついているもの
- ・両足スタンドのついているもの ・自転車の色は黒・白・紺・シルバーを基調としたもの
- ・ギアは6段以下 ・タイヤサイズは24インチ以上のもの
- ・ドロップ型・カマキリ型ハンドルは禁止 ・プラスチックホイールは禁止

(2) ヘルメットを必ず着用し、あごひもを確実に締めます。

(3) 特殊な車種は使用しません。

(4) 雨天の場合、カサは使用しません。

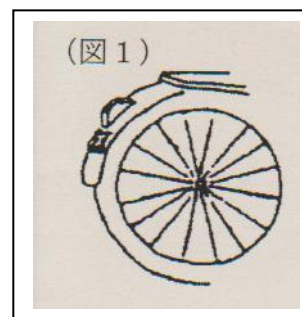
- 4 交通安全規則を確実に守ります。

(1) 安全確認を確実にします。

(2) 並進・二人乗り等をしません。

(3) 自転車通学許可番号札(3年間使用)

は決められた場所につけます。(図1)



- ☆ (4) 整備不良の自転車には乗りません。 ※ハンドルの向き・ハブステップ等

(5) 自転車は自転車置き場の決められた場所に置きます。

- ☆ (6) 駐輪する時は必ず施錠をします。

(7) 登校後、下校まで許可された人以外自転車置き場に入入りしません。

(8) ヘルメットの番号記載は図のようにします。(図2)

(9) 希望坂や校内で乗車しません。

- 5 通学規則、自転車安全指導事項違反

通学規則・自転車安全指導事項に違反したときは、

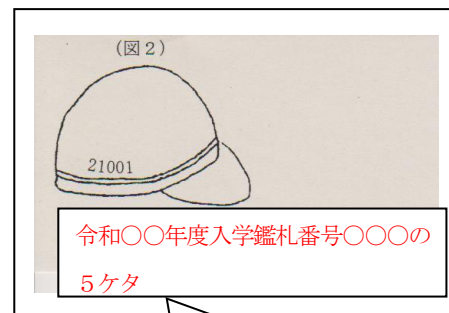
【別紙・注意指導規定】により指導があります。

- 6 通学以外でも自転車に乗るときは通学規則を守ります。

- 7 その他 ヘルメット等について

(1) ヘルメット代金 3,100円(内1,550円は町費補助)

(2) ヘルメットに不備がでた場合、すみやかに新たに購入すること。



〇〇年度入学の生徒は、
「〇〇●●●」という5桁の番号
を、ヘルメット後ろに記入しま
す。

「通学」に関する留意事項

北茂安中学校

[生活のきまりから]

C [学校指定の防寒具とその他の防寒具]

① 登下校時の防寒具は、

学校指定のウインドブレーカーまたはジャージを着用する。

手袋やマフラーの着用もよい。ただし、手袋については、白、黒、紺、茶色、灰色を基調としたものとする。また、マフラー、ネックウォーマーについては、白、黒、紺、茶色、灰色を基調としたものとする。いずれも室内では着用せず、昇降口で脱着する。

① 原則として、教科書類はスリーウェイバッグに入れ、自転車の荷台後ろに荷ひもでくりつける。その他の用具等はスポーツバッグに入れて持ってくる。

(6) 登下校・自転車通学等について

① 登下校時は通学路を通行する。

② 登下校時に限らず自転車に乗る時は、並進（自転車通行可の歩道も）・二人乗りをせず常にヘルメットを着用し、交通ルールを守る。寄り道やコンビニ等での買い食いなどをせずに自宅にまっすぐ帰る。

※自転車は、ライト、ベル、反射鏡、後部荷台、両足スタンド装備のものとし、車体の色は黒・白・紺・シルバーを基調としたものを使用する。安全運転の観点からドロップ型・カマキリ型のハンドルやプラスチックホイールのは不可とする。また、ギアは6段以下とし、マウンテンバイク、サイクリング用自転車は不可とする。

第4 その他

(1) 登下校時等に事故が発生した場合や不審者に遭遇した場合は、子ども110番の家に駆けこんだり、その場を離れたりする等まず安全を確保し、すぐ警察（110番）や救急（119番）に通報し、その後、学校へ連絡する。

（電話 89-2008）

[自転車安全指導事項から]

- | | | | |
|---------------------------|--------------------|---------------------|----------|
| (1) ノーヘル運転 | (2) あごひも未装着 | (3) 2人乗り | |
| (4) 並走（危険なもの・著しく迷惑なもの） | | | |
| (5) 傘さし運転 | (6) 校内乗車（希望坂乗車を含む） | (7) 整備不良 | (8) 信号無視 |
| (9) 斜め横断 | (10) 無謀運転 | (11) 無届運転（自転車使用制限時） | |
| (12) その他、本人や周囲の者に対する危険な運転 | | | |

(教職員) 自転車安全指導事項

北茂安中学校

1 以下の事項について、安全のため注意指導を行う。

- (1) ノーヘル運転
- (2) あごひも未装着
- (3) 2人乗り
- (4) 並走 (危険なもの・著しく迷惑なもの)
- (5) 傘さし運転
- (6) 校内乗車 (希望坂乗車を含む)
- (7) 整備不良
- (8) 信号無視
- (9) 斜め横断
- (10) 無謀運転
- (11) 無届運転 (自転車使用制限時)
- (12) その他、本人や周囲の者に対しての危険な運転

2 安全のための注意指導 (違反回数に応じた指導) は以下のとおりとし、違反回数は中学校3年間累積する。

違反回数	生徒作成		担任顧問等	(学年主任等)	安全指導	生徒指導	教頭	校長	保護者連絡者
	交通違反カード	反省文							
1回	○	-	○	-	○	-	-	-	※ (担任・顧問等)
2回	○	○	○	(○)	○	-	-	-	担任・顧問等
3回	○	○	○	(○)	○	○	-	-	教頭
4回	○	○	○	○	○	○	○	○	校長
5回～	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 関係者協議

※危険な違反行為については保護者連絡

- (1) 免責規定 違反をした翌日から違反なし6か月経過で違反回数を1回減じる。
累積回数からも減じる。
- (2) 違反回数に関わらず注意指導に対して改善が見られない場合は、安全確保の観点から、保護者と協議した上で自転車通学を一定期間制限することがある。

3 交通違反カードに関する取扱い

- (1) 違反をした生徒は、交通違反カード【別紙】に必要な事項を記入し、担任へ提出すること

交通違反カード

1 年 組 名前 _____ 在学中違反回数 () 回 (免責 _____ 回)

2 違反日時 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時

3 違反場所 _____

4 違反内容

- | | | |
|----------------------------|-------------|----------------------|
| (1) ノーヘル運転 | (2) あごひも未装着 | (3) 2人乗り |
| (4) 並走 (危険なもの・著しく迷惑なもの) | (5) 傘さし運転 | |
| (6) 校内乗車 (希望坂乗車を含む) | (7) 整備不良 | (8) 信号無視 |
| (9) 斜め横断 | (10) 無謀運転 | (11) 無届運転 (自転車使用制限時) |
| (12) その他、本人や周囲の者に対しての危険な運転 | | |

(その他 _____)

5 本人の反省

6 保護者の意見 [保護者氏名 _____] (自署)

※危険行為以外で違反回数1回目は、保護者意見記入は必要ありません。

7 担任等の指導

供覧	指導者	担任	学年主任	交通安全 指導担当	生徒指導 主事	教務又は 教頭	校長